

第46号議案

中間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成25年9月3日提出

中間市長 松下 俊男

## 中間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

第1条 中間市国民健康保険税条例(昭和45年中間市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「特定同一世帯所得者」を「特定同一世帯所属者」に改める。

附則第15項中「附則第44条の2第3項」を「附則第44条の2第4項及び第5項」に、「第36条」を「第35条第1項」に改める。

第2条 中間市国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

附則第3項の見出し中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同項中「配当所得を」を「配当所得等を」に、「配当所得の金額」と、同条を「配当所得等の金額」と、同条に、「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得」を「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等」に、「配当所得の金額」とするを「配当所得等の金額」とするに改める。

附則第4項中「、「及び山林所得金額並びに」を「「及び山林所得金額並びに」に改める。

附則第6項の見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同項中「特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第6項の株式等」を「特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等」に、「第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは、「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第6項に規定する株式等」を「第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等」に、「同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは、「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第6項に規定する株式等」を「同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等」に、「附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とするを「附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とするに改める。

附則第7項を次のように改める。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第4条、第7条、第8条及び第23条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

附則第8項及び第9項を削り、附則第10項を附則第8項とする。

附則第 11 項を削り、附則第 12 項を附則第 9 項とする。

附則第 13 項中「第 3 条第 1 項中」を「第 4 条第 1 項中」に改め、「、第 3 条中「及び山林所得金額の合計額から同項各号」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律昭和 44 年法律第 46 号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第 314 条の 2 第 1 項各号」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等の額の合計額」と」を削り、同項を附則第 10 項とする。

附則第 14 項中「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に、「第 3 条第 1 項中」を「第 4 条第 1 項中」に改め、「、第 3 条中「及び山林所得金額の合計額から同項各号」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和 44 年法律第 46 号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第 3 条の 2 の 2 第 12 項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第 314 条の 2 第 1 項各号」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 12 項に規定する条約適用配当等の額の合計額」と」を削り、同項を附則第 11 項とする。

附則第 15 項を削る。

## 附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例中第 1 条の規定は平成 26 年 1 月 1 日から、第 2 条の規定は平成 29 年 1 月 1 日から施行する。ただし、次に掲げる改正規定は、公布の日から施行する。

(1) 第 2 条中附則第 4 項の改正規定

(2) 第 2 条中附則第 13 項の改正規定(「、第 3 条中「及び山林所得金額の合計額から同項各号」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律昭和 44 年法律第 46 号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第 314 条の 2 第 1 項各号」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等の額の合計額」と」を削る部分に限る。)

(3) 第 2 条中附則第 14 項の改正規定(「、第 3 条中「及び山林所得金額の合計額から同項各号」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和 44 年法律第 46 号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第 3 条の 2 の 2 第 12 項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第 314 条の 2 第 1 項各号」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 12 項に規定する条約適用配当等の額の合計額」と」を削る部分に限る。)

(4) 次条第 1 項の規定

(適用区分)

- 第2条 この条例中第1条及び前条(第1号から第3号までに掲げる改正規定に限る。)による改正後の中間市国民健康保険税条例の規定は、平成25年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成24年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。
- 2 この条例中前条(第1号から第3号までに掲げる改正規定を除く。)による改正後の中間市国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。